

海老津駅前イルミネーション事業公募型プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

町の玄関口であるJR海老津駅をイルミネーションで装飾することにより、町の交流人口を増やすとともに、駅周辺の活性化を図ること及び町内の通勤通学者が町に帰ってきた際の「癒し」を提供することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 海老津駅前イルミネーション事業
- (2) 業務内容 別紙「業務仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和8年2月6日まで
- (4) 委託上限額 2,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 プロポーザルスケジュール

本プロポーザルのスケジュールは下記のとおりとする。

項目	時期
① 公募期間	令和7年5月12日（月）～6月6日（金）
② 応募書類提出期限 （参加表明）	令和7年6月6日（金）午後5時必着
③ 参加資格要件確認	令和7年5月12日（月）～6月10日（火）
④ 質疑受付期間	令和7年5月12日（月）～6月6日（金）午後5時
⑤ 質疑に対する回答	令和7年6月11日（水）
⑥ 提案書類提出期限	令和7年6月20日（金）午後5時必着
⑦ 審査（書類審査のみ）	令和7年6月下旬～7月上旬
⑧ 受託候補者決定・公表	令和7年7月中旬予定

4 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、福岡県及び岡垣町の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

5 参加条件

イルミネーションの設計及び設置の実績があること。

6 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒811-4233 福岡県遠賀郡岡垣町野間1-1-1

岡垣町おかがきPR課 商工観光係

電話 093-282-1211 FAX 093-282-4000

メールアドレス okapr@town.okagaki.lg.jp

(2) 実施要領等の配布期間、配布場所

ア 配布期間：令和7年5月12日（月）～令和7年6月6日（金）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

イ 配布場所

上記（1）の担当部署で配布するほか、岡垣町公式ホームページからダウンロード可。

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：令和7年6月6日（金）午後5時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：（1）に同じ。

ウ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

※参加資格の確認結果を、令和7年6月10日（火）までに電子メールおよび同日発送の郵便で通知する。

(4) 企画提案書・価格提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：令和7年6月20日（金）午後5時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：（1）に同じ。

ウ 提出方法：電子メール

7 質疑・回答

(1) 受付期間：令和7年5月12日（月）～令和7年6月6日（金）午後5時必着

(2) 質疑方法：持参のほか、郵便、FAX又は電子メールにより、6（1）に提出すること。
質疑がない場合にも必ず「質疑なし」で提出すること。

(3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「海老津駅前イルミネーション事業業務委託に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(4) 回答期限：令和7年6月11日（水）

(5) 回答方法：質問への回答は岡垣町公式ホームページに掲載（質問者名は掲載しない。）

※電話等での個別の質問対応は実施しない。

※参加事業者、評価及び審査に関する質問は一切受け付けない。

8 応募書類

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 会社概要

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明

※ウについては、発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。

エ 使用印鑑届

オ 手掛けたイルミネーション事業の様子がわかる写真

カ 提案事業者が法人の場合は、以下の書類を添付のこと。

（ア）法人登記簿謄本（1部）※発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。

（イ）法人定款

キ 提案事業者が任意団体の場合は、以下の書類を添付のこと。

（ア）団体の規約

（イ）役員一覧

(2) 提出された応募書類の取扱い

- ア 提出された応募書類は、本プロポーザル手続における契約の相手方の候補者（以下「受託候補者」という。）の選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、岡垣町情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- イ 提出のあった応募書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ウ 提出された応募書類は返却しない。

9 企画提案書・価格提案書

(1) 企画提案書の作成方法

以下に従い、必要書類を提出すること。なお、真に必要な場合を除き、提案事業者の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

- ア A4判・任意の様式にて作成し、文字は注記等を除き10.5ポイント以上の大きさと記述すること。
- イ 写真やイラスト、CG等を活用し、イルミネーションの点灯状態が容易にイメージできるものとする。
- ウ 枚数は自由とするが、必要最低限の枚数とすること。
- エ 提案書には、次の内容を含めること。その他の事項についての記載は任意とする。
 - (ア) 提案内容のコンセプトやポイント
 - (イ) イルミネーションプラン（1案のみ）
 - (ウ) イルミネーション配置場所がわかる簡易平面図
 - (エ) 照明器具の特徴及び仕様一覧
 - (オ) 直近で手掛けたイルミネーション事業の様子がわかる写真（実施期間を記載し、4ページ程度にまとめること）
 - (カ) 本事業の実施、管理体制
- オ 提案書以外の添付資料は不可とする。

(2) 提出された企画提案書等の取扱い

- ア 提出された企画提案書は、本プロポーザル手続における受託候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、岡垣町情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ウ 提出された企画提案書は返却しない。
- エ 企画提案書等の著作権は、提案事業者に帰属する。
- オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案事業者が負う。

(3) 価格提案書（様式第3号）

企画提案書の提出にあわせて、価格提案書（消費税及び地方消費税を含む。）を提出すること。

10 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) 評価方法

企画提案書及び価格提案書について書類審査を行い、評価基準に基づいて点数をつける。

(3) 受託候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、選定委員ごとに、合計点が高い順に順位を付す。各選定委員が付した順位の数字を合計した数値（以下「順位点」という。）が最も小さい提案事業者を第1位とし、次点を第2位とする。

イ 順位点が同一の提案事業者が複数いた場合には、第1位をつけた選定委員の数が一番多い事業者を受託候補者として選定する。

ウ イの選考後においても同一の提案事業者が複数いた場合は、(2)の総合点が最も高い者を受託候補者として選定する。

エ ア、イ、ウにかかわらず、選定委員（4名）の総合得点を合計した点数が240点（60%）未満の場合は、受託候補者として選定しない。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が2(4)の委託上限額を超える場合

エ 町の示す仕様を満たさない提案を行った場合

オ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

11 選定結果の通知・公表

受託候補者選定後、提案事業者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記事項を岡垣町公式ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 受託候補者の名称及び順位点

(2) (1) 以外の提案事業者の順位点

※(1) 以外の提案事業者の順位点は点数順で表記する。

※提案事業者が1 者の場合は、受託候補者の名称及び総合点を公表する。

12 契約手続

(1) 受託候補者と岡垣町との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。

(2) 選定された受託候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した書式を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

13 その他

(1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第5号）により届け出るものとする。

(2) 企画提案書及び価格提案書については、1 者につき1 提案に限る。

(3) 企画提案書及び価格提案書提出後の差替、訂正、再提出はできない。ただし、町から指示があった場合を除く。

(4) 企画提案書を提出した後、町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがある。

(5) 提出書類の作成及び提出等に要する経費は、提案事業者の負担とする。

(6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。